

2024 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が改正され、障害を理由とする不当な差別的取り扱いの禁止及び合理的配慮の提供が私立大学でも義務化されました。

本学では「障がい学生支援規程」にて、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の提供について定めています。

1. 入学前

1) 申請から支援決定まで

入試事務室が窓口となり、メンタルサポートセンター及び保健管理センターと連携し全学体制で支援します。

- ① 申請者から電話等で申請のご相談を受付、申請書の内容をヒアリングをし、申請作成をサポートします。
- ② 入試事務室、メンタルサポートセンター及び保健管理センターが連携し、申請に対する対応を検討します。
- ③ 申請に対する対応可能事項を学内調整後、申請者へ回答します。
申請内容の対応が難しい場合、提供できる配慮内容をご案内します。
- ④ 申請者の合意を得たうえで合理的配慮の内容について実施します。
- ⑤ 申請者の合意を得られない場合は、申請者、入試事務室、メンタルサポートセンター及び保健管理センターとで協議をし、再調整をします。
- ⑥ 実施に際しては、入試事務室が配慮内容に即した対応を行います。
- ⑦ 合理的配慮実施後に入試事務室より配慮内容についてのアンケートを実施します。

2) 支援例

試験時間の延長、別室での受験、受験時の座席位置の配慮、補聴器の持参使用等

2. 入学後（在学中）

1) 申請から支援決定まで

事務局が窓口となり、メンタルサポートセンター及び保健管理センターと連携し全学体制で支援します。

- ① 申請者は、配慮の提供に関する申請書を作成し事務局へ提出してください。
申請の際、メンタルサポートセンター及び保健管理センターが必要に応じて申請書の作成を支援します。
- ② 事務局、メンタルサポートセンター及び保健管理センターが連携し、申請に対する対応を検討します。
必要に応じて関係部署の担当者やご本人からヒアリングをします。
- ③ 申請に対する対応可能事項を学内調整後、申請者へ回答します。
申請内容の対応が難しい場合、提供できる配慮内容をご案内します。
- ④ 申請者の合意を得たうえで合理的配慮の内容について実施します。
- ⑤ 申請者の合意を得られない場合は、申請者と事務局、メンタルサポートセンター、保健管理センターで協議をし、再調整をします。
- ⑥ 合理的配慮提供中は定期的にメンタルサポートセンターまたは保健管理センターにて面談を行い、必要に応じて支援内容の再調整を実施します。

2) 支援例

試験時間の延長、別室での受験、補聴器の持参使用、座席位置の配慮等

3. 学内施設について

学内のバリアフリー環境整備については以下の通りです。また大学ホームページでも紹介しています。
(<https://www.sbctmu.ac.jp/campus/facility/>)

1) 誰でもトイレの設置

本館1階～6階までの各フロア及び体育館内に設置されています。

2) 車椅子対応エレベーター

本館のエレベーター4基のうち1基を車椅子対応エレベーターとして整備しています。

3) 点字ブロック

正門から本館入口まで点字ブロックを整備しています。

4) 体育館入り口スロープ

通路から体育館入り口及び体育館内からアリーナへの通路にスロープを設置しています。

5) 駐車場

駐車場内の本館に近いエリアに障害者等用駐車区画を設置しています。

4. 関係資料

1) 修学に係る合理的配慮の提供に関する申請書(様式1)

2) 合理的配慮希望届(様式2)